

広島県水道広域連合企業団規約

(広域連合企業団の名称)

第 1 条 この広域連合企業団は、広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）という。

(企業団を組織する地方公共団体)

第 2 条 企業団は、広島県、竹原市、三原市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、熊野町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

(企業団の区域)

第 3 条 企業団の区域は、広島県内とする。

(企業団の処理する事務)

第 4 条 企業団は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 水道事業の経営に関する事務
- (2) 水道用水供給事業の経営に関する事務
- (3) 工業用水道事業の経営に関する事務

(企業団の作成する広域計画の項目)

第 5 条 企業団が作成する広域計画（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第 3 項に規定する広域計画をいう。以下同じ。）には、次に掲げる項目について記載するものとする。

- (1) 水道事業の経営に関すること。
- (2) 水道用水供給事業の経営に関すること。
- (3) 工業用水道事業の経営に関すること。
- (4) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(企業団の事務所の位置)

第 6 条 企業団の主たる事務所は、広島市に置く。

(企業団の議会の組織)

第 7 条 企業団の議会の議員（以下「企業団議員」という。）の定数は、19 人とする。

2 企業団議員は、構成団体の議会の議員又は長により組織する。

(企業団議員の選挙の方法)

第 8 条 企業団議員は、構成団体の議会の議員又は長のうちから、構成団体の議会において、選挙する。

2 前項の規定により構成団体の議会ごとに選挙する企業団議員の人数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数とする。

- (1) 給水人口（水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 7 条第 4 項に規定する給水人口をいう。次号において同じ。）10 万人未満の市町 1 人
- (2) 給水人口 10 万人以上の市町 2 人
- (3) 広島県 3 人

3 構成団体の議会における選挙については、地方自治法第 118 条の例による。

(企業団議員の任期)

第 9 条 企業団議員の任期は、当該構成団体の議会の議員又は長としての任期と同期間とする。

2 企業団議員が、次の各号のいずれかに該当したときは、その職を失う。

(1) 構成団体の長である者が、企業長に選出されたとき。

(2) 構成団体の議会の議員又は長でなくなったとき。

3 企業団の議会の解散があったとき、又は企業団議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙により選出しなければならない。

(企業団の議会の議長及び副議長)

第 10 条 企業団の議会は、企業団議員のうちから、議長及び副議長 1 人を選挙により選出しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、企業団議員の任期と同期間とする。

(企業団の長)

第 11 条 企業団の長は、企業長とする。

2 企業団に、企業長 1 人を置く。

3 企業長に事故があるとき、又は企業長が欠けたときは、副企業長がその職務を代理する。

(企業長の選出の方法)

第 12 条 企業長は、構成団体の長のうちから、構成団体の長による選挙により選出する。

2 前項の選挙は、広島県内において行うものとする。ただし、これにより難しいときは、企業長が別に定めることができる。

3 企業長が欠けたときは、速やかにこれを選挙により選出しなければならない。

(企業長の任期)

第 13 条 企業長の任期は、構成団体の長としての任期と同期間とする。

2 企業長が構成団体の長でなくなったときは、同時にその職を失う。

(副企業長)

第 14 条 企業団に、副企業長 1 人を置く。

(副企業長の選任の方法)

第 15 条 副企業長は、企業長が企業団の議会の同意を得て、選任する。

(副企業長の任期)

第 16 条 副企業長の任期は 4 年とし、再任を妨げない。ただし、企業長は、任期中においても、これを解職することができる。

(補助職員)

第 17 条 企業団に必要な職員を置く。

(監査委員)

第 18 条 企業団に監査委員 2 人を置く。

2 監査委員は、企業長が企業団議会の同意を得て、人格が高潔で、事業の経営管理に関し優れた識見を有する者から選任する。

3 監査委員の任期は、4 年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(選挙管理委員会)

第 19 条 企業団に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4 人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、構成団体の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な見識を有する者のうちから、企業団議会の選挙により選出する。

4 選挙管理委員の任期は、4 年とする。

(企業団の財務)

第 20 条 企業団の経費は、料金、企業債、交付金、構成団体が負担する負担金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 前項の規定による負担金の額は、次の各号に掲げる負担割合に基づいて算出し、企業団の予算において定める。

(1) 竹原市、三原市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、熊野町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町 当該構成団体を給水区域とする水道事業の経営に関する事務の経費に対し 10 分の 10

(2) 広島県 水道用水供給事業及び工業用水道事業の経営に関する事務の経費に対し 10 分の 10

(委任)

第 21 条 この規約の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、総務大臣の許可のあった日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日から令和 5 年 3 月 31 日までの間は、第 4 条に規定する企業団の処理する事務は、同条の規定にかかわらず、同条の規定に関する事務の準備行為とする。

(承継)

3 構成団体の水道事業、水道用水供給事業及び工業用水道事業の事務は、令和 5 年 4 月 1 日に企業団が承継する。

4 令和 5 年 3 月 31 日において、構成団体が保有する水道事業、水道用水供給事業及び工業用水道事業の資産、負債及び資本は、令和 5 年 4 月 1 日に企業団が承継する。